

九都県市首脳会議「少額随意契約における上限額の見直しについて」に係る 要望を実施しました

令和6年10月28日(月)に開催された第86回九都県市首脳会議における合意に基づき、川崎市が、九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)を代表して、次のとおり要望活動を実施しましたので、お知らせします。

- 1 日 時 令和6年11月21日(木) 9時45分～10時
- 2 要望先 ふるかわ なおき 古川 直季 総務大臣政務官
- 3 要望者 福田 紀彦 川崎市長
- 4 概 要

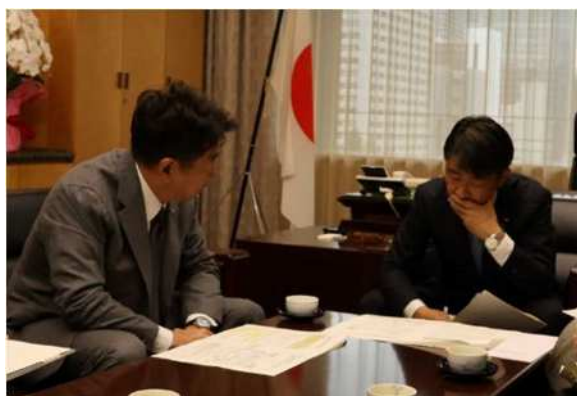
九都県市を代表して福田市長から、古川直季総務大臣政務官に別添要望文を提出し、少額随意契約における上限額の見直しについて要望を行いました。

5 古川総務大臣政務官の発言概要

上限額の見直しについて精査していく必要があると考えている。国における少額随意契約の見直しを注視していく。



左：福田市長 右：古川総務大臣政務官



古川総務大臣政務官に説明する福田市長

【問合せ先】

(九都県市首脳会議について)

川崎市総務企画局都市政策部広域行政担当 すえしげ 末 繁

電話044-200-0057

(本市の要望内容について)

川崎市財政局資産管理部契約課 よしとめ 吉 留

電話044-200-2096

少額随意契約における上限額の見直しについて

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に定める、いわゆる「少額随意契約」は、同法で一般競争入札が原則とされている中で、少額な予定価格の契約まで競争入札を行うことにより地方自治体の事務量が増大し、能率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、例外的に随意契約を可能とする制度である。

同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号別表第 5 に定める上限額については、昭和 57 年 10 月の第 37 次改正法の施行から改正されておらず、地方自治体の契約の現状や消費税率の引上げ、物価上昇等の社会経済情勢を反映していない。特に、工事又は製造の請負で都道府県及び指定都市の場合においては、昭和 57 年度時点における上限額は 250 万円で、建設工事費デフレーター（国土交通省）により現在の価値に換算すると、おおよそ 405 万円となるところである（建設総合：75.9（1982 年度）→123.2（2023 年度（暫定）））。

内閣府が実施している「地方分権改革に関する提案募集」においても、上限額の引上げが提案されてきたところであり、総務省は、平成 30 年の提案に対し、「国の少額随意契約の要件と均衡を図る必要があり、今後国の動向を注視していく」との見解を示し、令和 6 年 9 月には、上限額の妥当性を検証するため、契約の実態に関する地方自治体への調査が実施されたところである。

また、こうした中で、近年の物価上昇により中小建設業界を取り巻く事業環境はより深刻な状況におかれている。この少額随意契約の上限額を見直す規制緩和を行うことにより、地方自治体は、より迅速に、能率的に工事を執行することが可能となり、地元中小建設事業者にとっても、地方自治体からの発注手続が迅速化されること

による契約事務の負担が軽減され、公共工事も速やかに実施されることから、結果的に人件費や資材等の高騰に苦慮する地元建設業界の事業環境の改善や地域経済の活性化にも寄与するところとなる。

そこで、下記のとおり少額随意契約についての見直しを要請する。

- 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める上限額については、昭和57年度から見直しが行われていないことから、物価上昇などの社会経済情勢を考慮し、国の少額随意契約制度の見直しを含めて、地方自治法施行令の改正を行うこと。
- 2 地方分権を推進する観点から、地方自治法施行令について、少額随意契約を可能とする「上限額」を「参酌すべき基準」とするなど、各地方自治体が地域の実情に応じて自主的に定めることを可能とする制度設計を併せて検討すること。

令和6年11月21日

総務大臣 村上 誠一郎 様

九都県市首脳会議

座 長 千葉県知事
埼玉県知事
東京都知事
神奈川県知事
横浜市長
川崎市長
千葉市長
さいたま市長
相模原市長

熊谷俊人
大野元裕
小池百合子
黒岩祐治
山中竹春
福田紀彦
神谷俊一
清水勇人
本村賢太郎